

\\ 届出を行った管理組合限定！！※ //

マンションアドバイザー 無料派遣のご案内

「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」が平成 31（2019）年 3 月に制定され、令和 2（2020）年 4 月より条例に基づく管理状況届出制度が始まりました。

昭和 58（1983）年 12 月 31 日以前に新築された分譲マンションのうち、6 戸以上のものは「要届出マンション」として、管理状況の届出が義務付けられました。

届出が受理された管理組合は、その管理状況に応じて、管理や建替え・改修について、**マンション管理士などの専門家による**講義や個別具体的な相談に対する**アドバイスを無料**で受けることができます。※

届出内容をもとに、今一度マンションの管理や建替え・改修について考えていきませんか。



利用できるコースの内容は裏面をご覧ください！

※ 無料派遣の回数について

■ 届出が受理された要届出マンション

1 回まで無料

■ 届出が受理されたマンションのうち、 管理不全の兆候があるマンション

5 回まで無料

要届出マンション以外のマンションで、管理不全の兆候のないマンションは無料派遣の対象外となりますのでご了承ください。



お申込みや詳細についてはこちら

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター まちづくり推進課



03-5989-1453

H P

<https://www.tokyo-machidukuri.or.jp/machi/kanri-adviser/muryo.html>

メール

suishinka@tokyo-machidukuri.jp



東京都住宅政策本部

コース紹介 各コース1回あたり2時間程度

マンション管理アドバイザー

マンション管理の基本的な内容に関する解説を行う講座編と、個別具体的な相談にアドバイスする相談編があります。

【講座編】 ※有料のテキストが必要となるものもあります。



コース名	業務内容
A-1	マンションの管理のポイントの解説
A-2	長期修繕計画標準様式・作成ガイドライン活用の手引きの解説
A-3	管理委託の仕方
A-4	計画修繕工事の進め方
A-5	滞納管理費・修繕積立金督促の仕方
A-6	管理組合の設立の仕方

【相談編】

コース名	業務内容
B-1	管理組合の設立、運営、管理規約等に関すること
B-2	管理費、修繕積立金等の財務に関すること
B-3	管理委託契約の契約等に関すること
B-4	修繕計画の作成や修繕積立金等の設定に関すること
B-5①	建物・設備等の劣化診断等、修繕工事検討段階の相談に関すること
B-5②	修繕工事の内容や業者選定等、修繕工事準備段階の相談に関すること
B-6	その他マンションの維持管理に関すること

建替え・改修アドバイザー

マンションの建替えか改修かの検討を進めていくために必要な法律、税制、公的な支援等についてアドバイスを行います。



コース名	業務内容
A-1	建替え入門
A-2	老朽度判定・建替えと修繕の費用対効果の説明
A-3	合意形成の進め方
A-4	改修によるマンション再生

どのコースを選べばよいのか等、お気軽にご相談ください！

派遣の流れ

申込書に必要事項を記載の上、東京都防災・建築まちづくりセンターに直接お申込みください。申込み後、1、2週間程度で派遣されるアドバイザーより日程調整の御連絡をします。